

平成24年12月

外注お取引業者様

日管株式会社 購買課

外注伝票への明細記入のお願い

日頃は大変お世話になり誠にありがとうございます。

このたび当社では、お取引業者様との適正なお取引を継続するため、ご提出いただく『外注伝票』の従来の査定方法を改め、工数・実数に基づくより適正な査定をさせていただきますことといたしました。

今後、ご提出いただく外注伝票には、下記要領にて必ず明細の記入をお願いいたします。その内容に基づき査定し、購買課が折衝する場合があります。

明細が記入されていない場合は、当社基準に基づき査定いたします。返却して翌月以降の処理となる場合もありますのでご注意ください。

明細は次の要領でご記入ください。

①. 施工の場合、材料費→工費→経費の順で記入してください。

施工費は原則として工数（人工）を記入してください。

現状では、『1式』で工数を明示していない場合が多くみられますのでご注意ください。実数に基づく適切な査定を目指します。

②. 数量×単価での請求が一般的なものは現状通りで結構です。

（カッター工事、物品納品、レンタル品、産廃コンテナ等）

③. 金物等の製作については、材質、数量（重量）の明示・発注図・写真添付などで、成果物がわかるようにしてください。

④. 保守点検・修理等では作業規模（箇所数・台数等）を明記願います。

合わせて工数（人工）の記入をお願いします。

⑤. レッカー、建設機械、ダンプ等の車両は規模（トン数等）を記入してください。

⑥. 明細は別紙添付でも結構です。

弊社ホームページにダウンロードしてご利用いただけるエクセルのシートを用意いたしますので、別紙添付用としてご利用ください。貴社書式でも構いません。

本内容は、平成25年1月ご提出分より適用を開始させていただきます。なにとぞご理解を賜りご協力をお願い申し上げます。

※担当者・課長による査定は従来通りです。

※別紙、『外注伝票 明細の記入例』をご参照ください。

※不明点は担当者又は購買課へお問い合わせ願います。

Eメール(koubai@fukurou.co.jp) FAX(053-459-3030)をご利用ください。